第2次長与町食育推進計画

平成 28 年 3 月

長与町

はじめに

平成22年2月に長与町食育推進計画を策定し、5年が経過しました。本計画は、人と人、家庭と地域、消費者と生産者がつながり、「食」について考え、行動し、健康で豊かな生活を目指すことを基本理念として、家庭、幼稚園、保育所（園）、学校、地域等を中心に生活リズムの向上、望ましい食生活や知識の習得、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、地産地消の推進、ごみの減量化等に取り組んできました。その結果、小学生・中学生は共に全国、県より毎日朝食を食べる割合が多く、適切な体重の児童、生徒が多かったです。家庭や幼稚園、保育園、そして学校、地域、職場と多くの方に関わっていただいた成果だと自負しております。しかしながら、18歳から64歳のアンケート結果からは 23.5%の方が毎日3回食べていない、また、食べていてもバランスが取れていない等がありました。また、メタボリックシンドロームに該当している割合も他の自治体よりも多い状況でした。これらの結果を踏まえ、若い世代へのアプローチを図るとともに、正しい情報の発信や地産地消の推進を行い、食について「考え、選ぶ」環境を整えていきたいと考えています。また、健康づくりを行う個人、グループ、職場等の増加を図り、町全体が健康で、笑顔あふれる町になるよう取り組んでいきます。

これからも、本計画の実現に向けた取り組みにあたり、町民皆様や関係団体等の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご協力頂きました町民の皆様、関係団体等の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成28年3月

長与町長　吉　田　慎　一

■目　次■

第1章　計画策定の基本的考え方 1

1　計画策定の趣旨 1
2　計画の位置づけ 1
（1）計画の位置づけ 1
（2）他の計画との関係 2
3　計画の期間 3
4　計画の策定体制 3
（1）長与町保健対策推進協議会 3
（2）長与町健康づくり幹事会 3

第2章「食」をめぐる本町の現状と課題 4

1　データからみた本町の現状 4
2　住民アンケート調査の実施概要 10
3　住民アンケートからみた現状と課題 11

第3章　食育推進の基本的な方向性 18

1　基本理念 18
2　基本目標 18
3　基本施策 19

第4章　具体的施策の展開 20

1　家庭における食育の推進 20
2　幼稚園・保育所（園）・学校などにおける食育の推進 23
3　地域における食育の推進 24
4　生産者と消費者の交流の促進 25
5　食文化継承活動の推進 26
6　食の安全の確保の推進 27

７　食育推進運動の展開と関係団体との連携強化 28

第5章　食育の推進の体制 29

１　庁内の推進体制の確立 29
２　実効性の確保 29
３　事業の実施及び目標の達成 29
１　長与町保健対策推進協議会委員名簿 30
２　長与町保健対策推進協議会運営規則 31
３　食育基本法 33

第１章　計画策定の基本的考え方

１　計画策定の趣旨

国は、食育を国民運動として取り組むために、平成 17 年６月に「食育基本法」を施行し、翌３月には、同法に基づき「食育推進基本計画」（計画期間：平成を策定した。平成 18 年～22 年度の５年間、平成 23 年～27 年までの５年間は「第２次食育推進計画」に基づいて推進してきました。

長崎県でも、平成 18 年に「食育推進計画」を策定し、平成 22 年度までの５年間、平成 23 年～27 年度までの５年間は「第２次食育推進計画」に基づいて推進してきました。

本町においても、平成 22 年から５か年間「長与町食育推進計画」に基づき食育活動を推進してきましたが、国、県同様平成 27 年度に第２次長与町食育推進計画を策定します。

２　計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」第 18 条第１項に基づく市町村食育推進計画として位置付け、国の食育推進基本計画及び県の食育推進計画との整合を図っています。

また、「長与町総合計画」及び「長与町総合保健福祉計画」の中の部門別計画であるとともに、「長与町健康増進計画」（「健康ながよ 21」）など町の関連計画との整合を図っています。

（２）他の計画との関係

本計画と関連する計画との関係は、以下の通りです。

図表 1 本計画と関連計画との関係

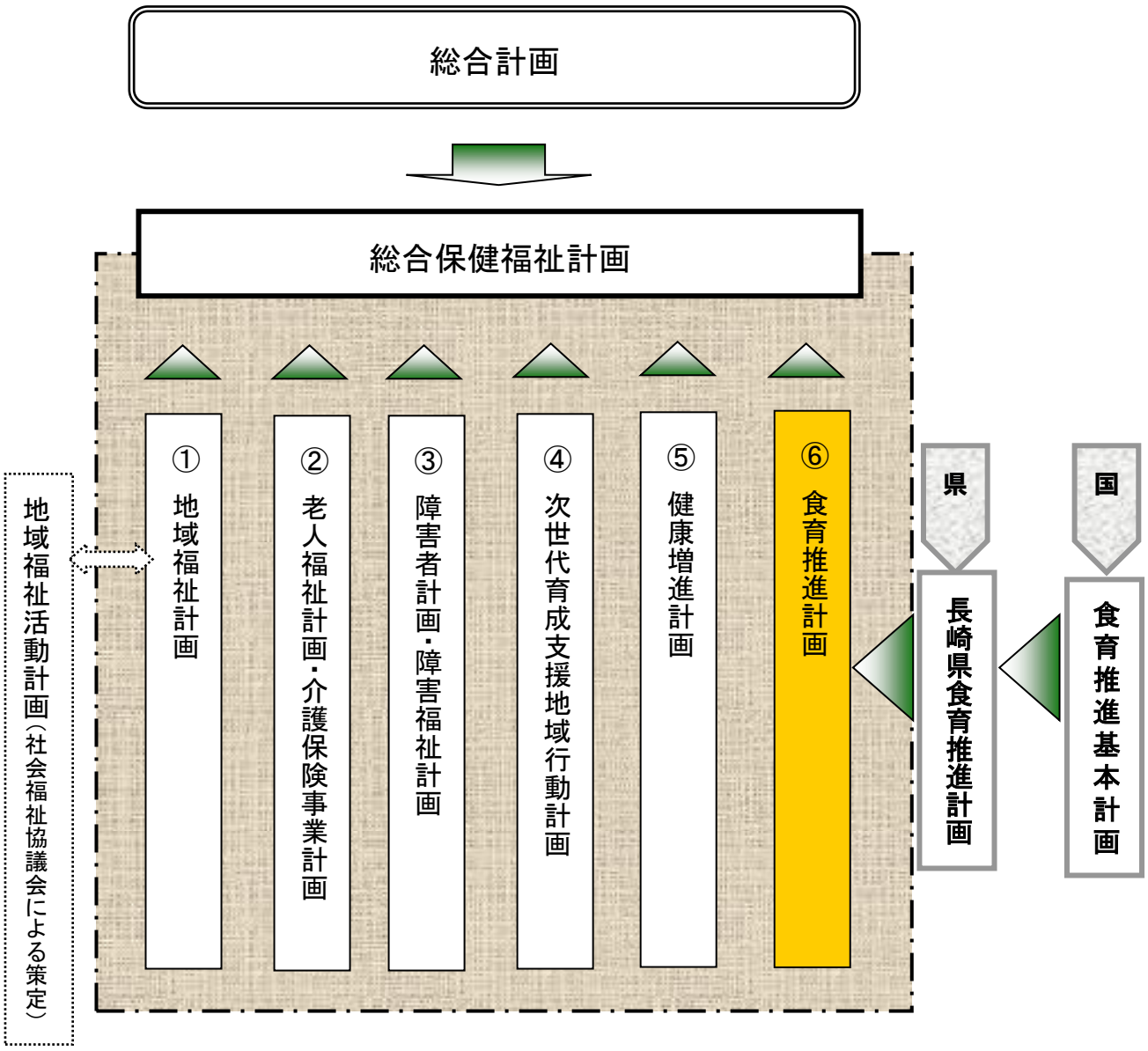

3　計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とします。

平成 28 年度	29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度

4　計画の策定体制

本計画は幅広い分野を網羅するため、各施策分野に関連する団体及び庁内の関係部署が連携して協議を行いました。

（１）長与町保健対策推進協議会

町民の健康づくり対策の総合的推進を図るために教育分野、福祉・医療・保健分野、農林漁業分野、食品関連分野など多様な団体の代表者で構成される「長与町保健対策推進協議会」において計画に関わる重要な事項の協議を行いました。

（２）長与町健康づくり幹事会

「長与町健康づくり幹事会」により、庁内の関係部署による推進施策及び策定の協議を行いました。

第２章　「食」をめぐる本町の現状と課題

１　データからみた本町の現状

［農業を取り巻く状況］

図表 １　第一次産業と農業従事者数の推移

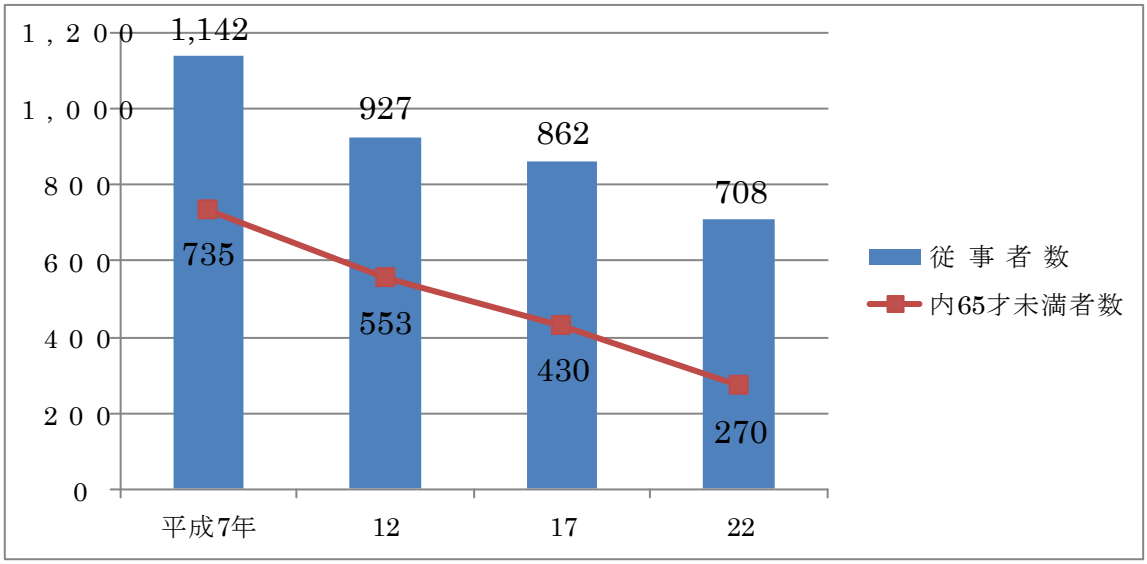

資料：各年国勢調査

・農業従事者数は年々減少しており、平成22年は平成７年の60%近くまで減少している。また、65才未満者数の減少率は更に大きく、平成22年は平成７年の37%まで減少し、高齢化が進んでいる。

図表 ２　農家世帯数の推移

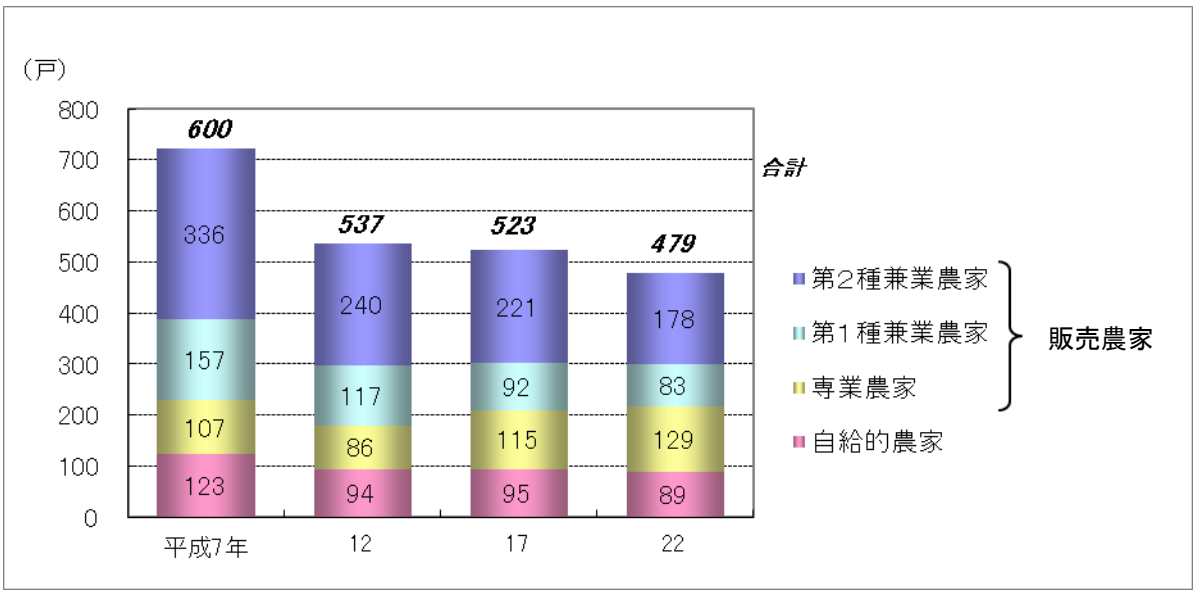

※1995 年農業センサス（平成7年）においては、総農家は専業農家、第 1 種兼業農家、第 2 種兼業農家となり、自給的農家は除いた数値となる。

資料：農林業センサス

・農家世帯数は平成７年の600戸だったが、平成22年には479戸減少している。特に第2種兼業農家の減少は著しくはあるが、専業農家はやや持ち直している。

図表 3 販売目的で作付け（栽培）した作物の類別作付（栽培）農家数の推移（農林業センサス）

（単位：戸）

区分	作付（栽培）実農家数	類別作付（栽培）経営体数								
		稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	花き類・花木	その他の作物
平成7年	284	219	―	1	85	34	0	131	6	6
12	110	77	1	1	25	7	2	34	12	4
17	168	59	―	2	70	27	1	124	52	18
22	177	69	―	―	23	4	1	129	38	3

※「－」は該当数字がないもの。　　各年2月1日現在

・作付（栽培）実農家数は年々減少し、それに伴い多種にわたって作物を作っている農家も減少している。

図表4 販売目的で栽培している果樹類の栽培農家数の推移（農林業センサス）

（単位：戸）

	温州みかん	その他のかんきつ類	ぶどう	日本なし	もも	びわ	かき	くり	うめ	すもも	キウイフルーツ	その他の果樹
平成7年	469	158	15	7	1	16	7	3	9	―	―	13
12	430	115	11	4	―	14	6	4	6	―	―	14
17	362	137	22	4	3	24	15	10	24	―	―	23
22	325	131	24	7	6	17	27	12	21	8	12	16

※「－」は該当数字がないもの。　　各年2月1日現在
※平成17年以前の「その他のかんきつ類」には単独であった「なつみかん」を加えた数値にしている。
※すもも、キウイフルーツは2010年世界農林業センサスより新設項目。

資料：長崎県農林水産統計年報平成 18 年

・温州みかんを販売目的で作っている農家は年々減少しているが、ほとんどの農家はみかんを栽培している。

図表5 経営耕地面積の推移（販売農家）

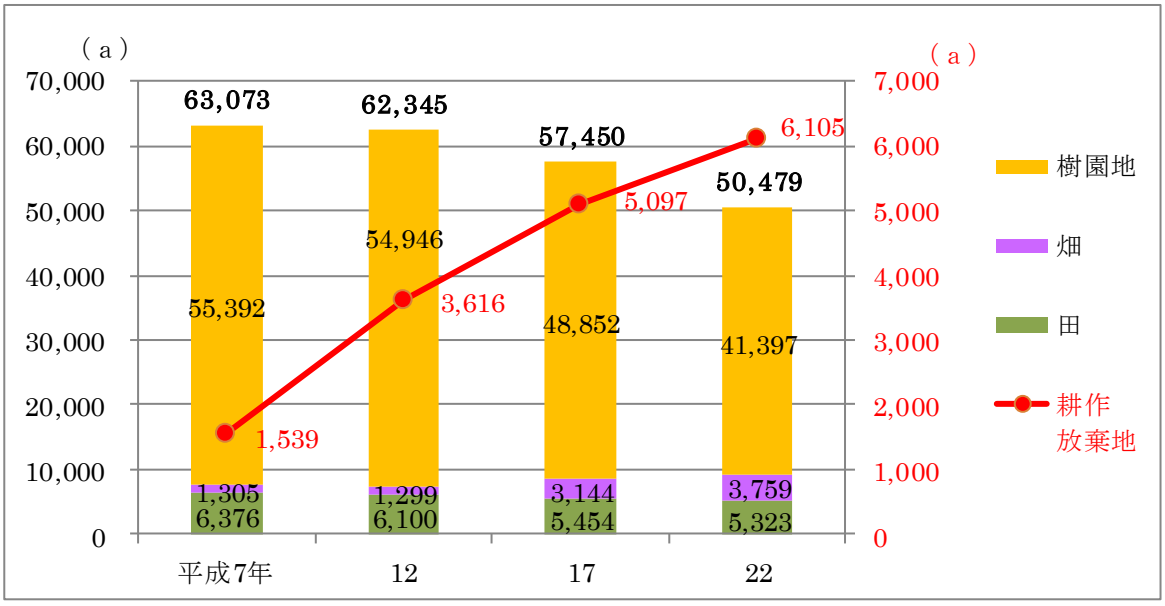

資料：農林業センサス

年々経営耕地面積は減少に伴い耕作放棄地は増加の一途をたどっている。特に果樹園の面積の減少と耕作放棄地は相関関係にある。

［長与町の健康状況］

図表 6 むし歯の状況

○1.6 歳児における虫歯有病者率（%）

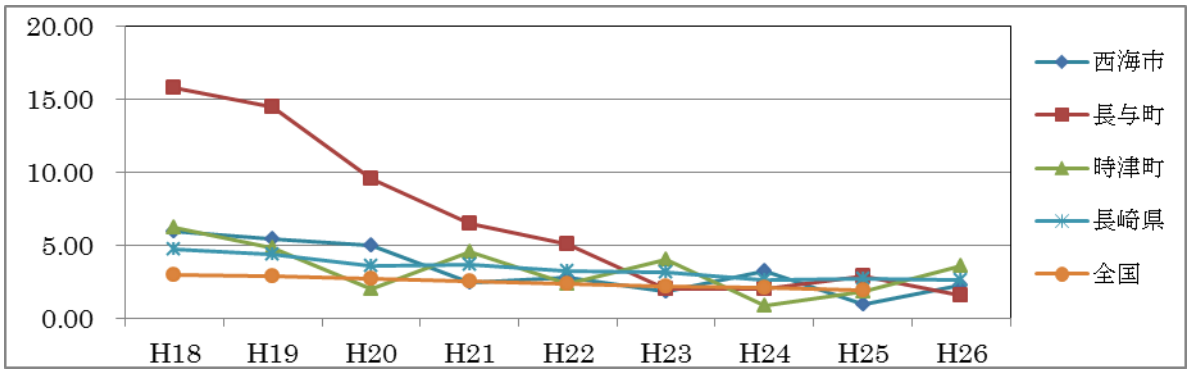

○3歳児における虫歯有病者率（%）

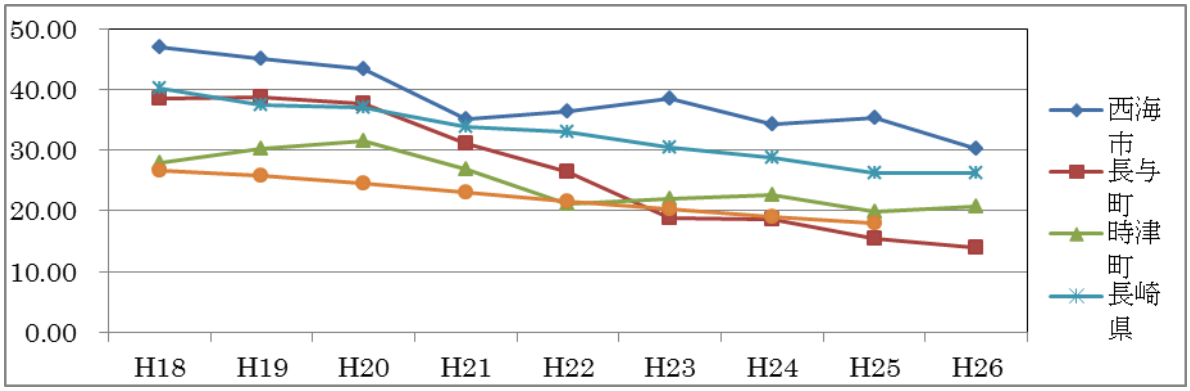

○12 歳児一人あたりの虫歯の本数(本)

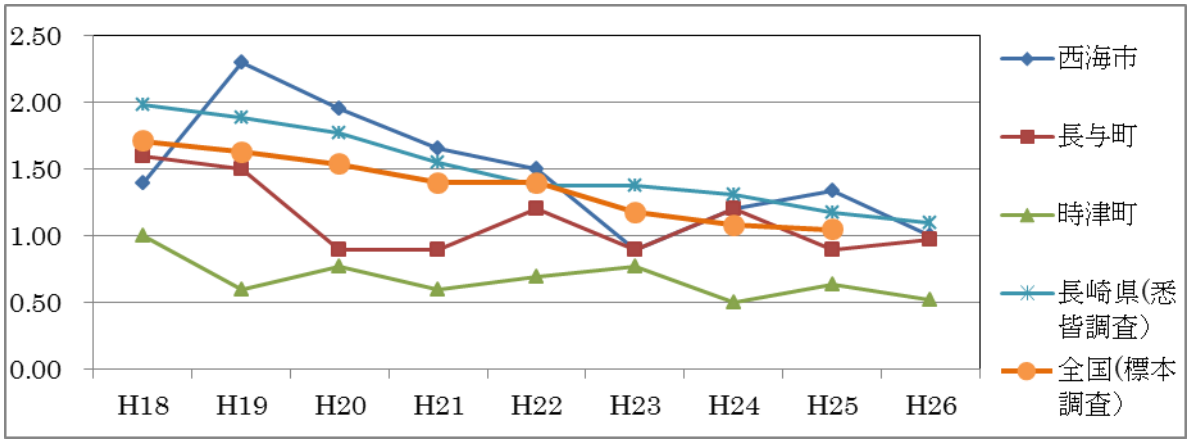

資料：西彼保健所　平成 20 年の全国・長崎県は未発表
※12 歳児の長崎県・全国は標本調査。ただし平成 11～17 年の長崎県は悉皆調査

・むし歯の本数は1.9歳児、3歳児、12歳児、いずれも月齢においても減少している。特に平成25年から長崎県・全国より下回ってきた。

図表 7 児童生徒の体格

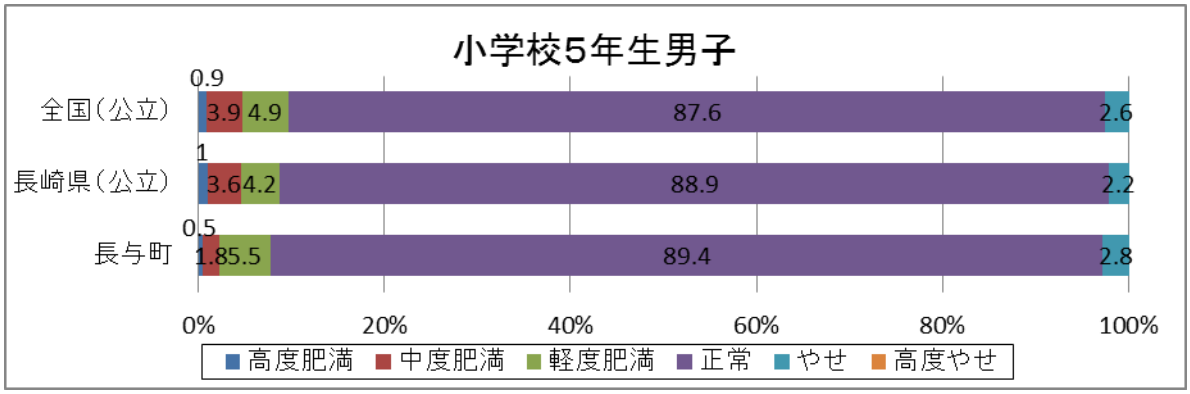

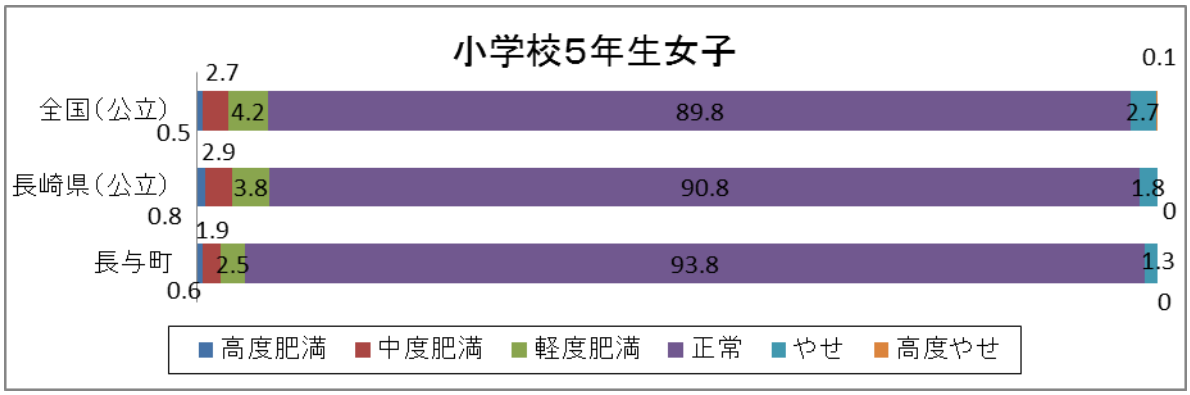

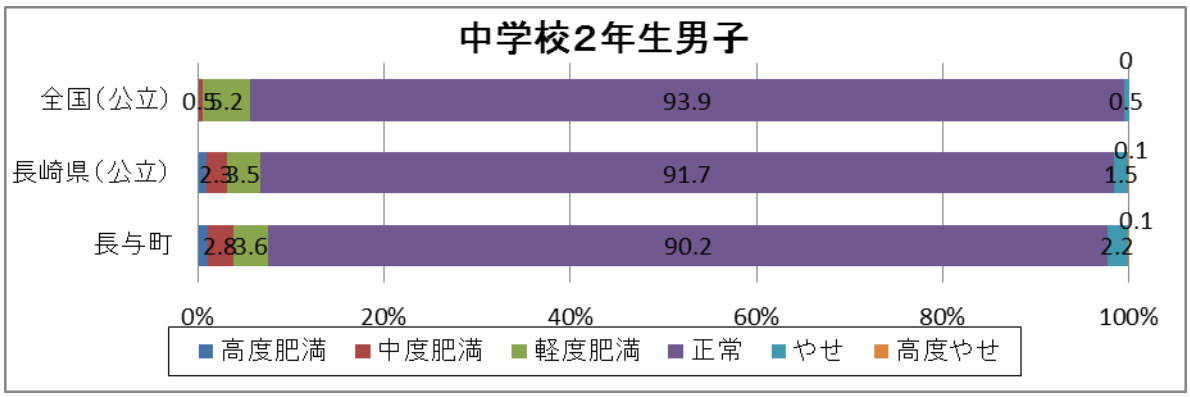

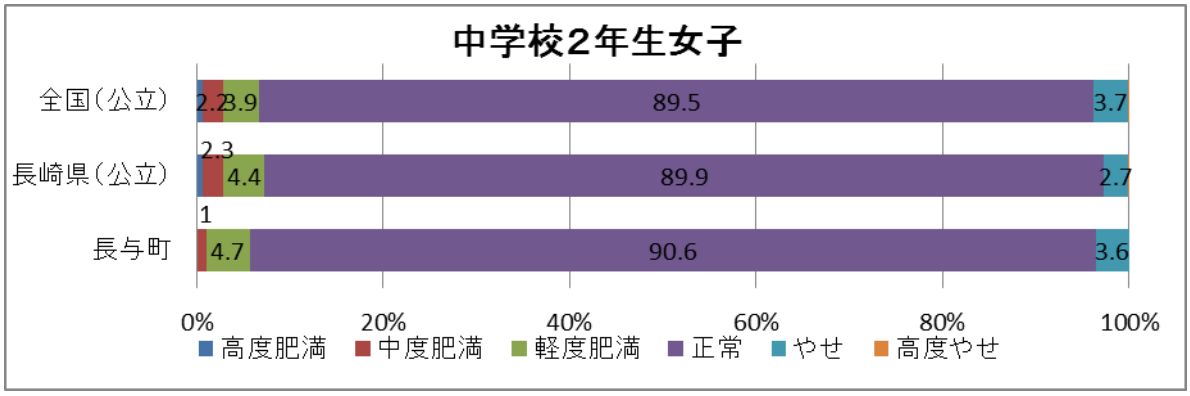

・小学校5年生男女、中学2年生男女共に長与町は全国、県より正常の児童、生徒が多かった。

資料：平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

肥満度（過体重度）＝〔実測体重（kg）－身長別標準体重（kg）〕／身長別標準体重（kg）×100（%）

“や せ” 「高度やせ」と「やせ」の合計	正 常	軽度肥満	“肥 満” 「中等度肥満」と「高度肥満」の合計
－20%以下	－19.9～19.9%	20～29.9%	30%以上

図表 8 メタボリックシンドロームの状況

項目		長与町	同規模	県	国
メタボ割合（H25）	該当者	18.0	16.5	17.7	16.4
	男性	27.1	25.3	26.9	25.6
	女性	11.6	9.6	10.8	9.3
	予備群	11.4	11.1	11.7	11.0
	男性	17.7	17.3	18.1	17.4
	女性	6.9	6.3	6.9	6.1

※メタボ該当者とは
内臓脂肪の蓄積に加え、脂質異常症・高血糖・高血圧の２つ以上合併している状

※メタボ予備群とは
内臓脂肪の蓄積に加え、脂質異常症・高血糖・高血圧のいずれか１つを合併して

長与町の平成 25 年度の特定健診の結果、男女ともにメタボ該当者・予備群の割合が同規模自治体や県、国と比較して多い状況にある。

○朝食の摂取状況について

質問：朝食を毎日食べていますか？（小学 6 年生・中学3年生）

図表 8 朝食の摂取状況

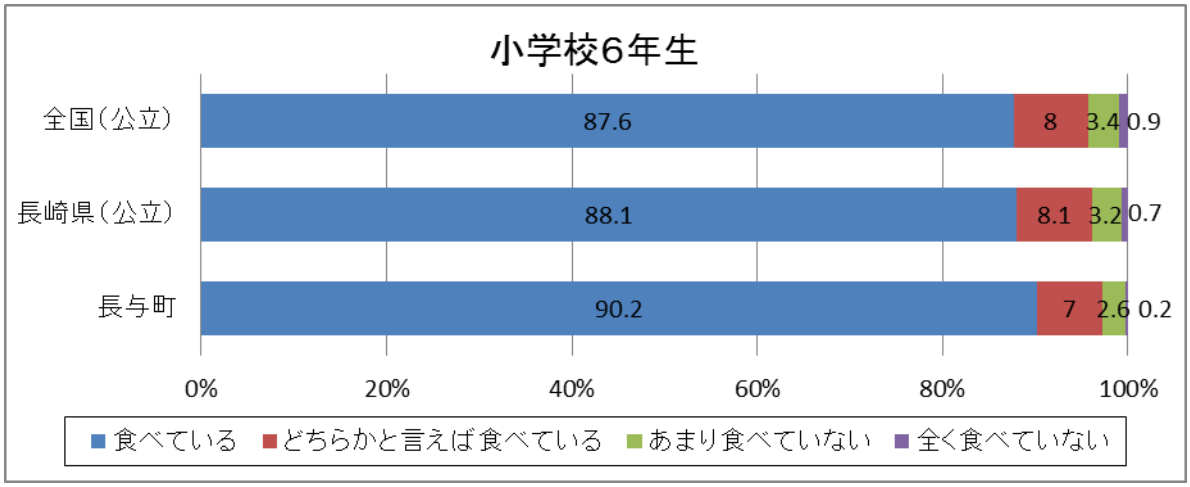

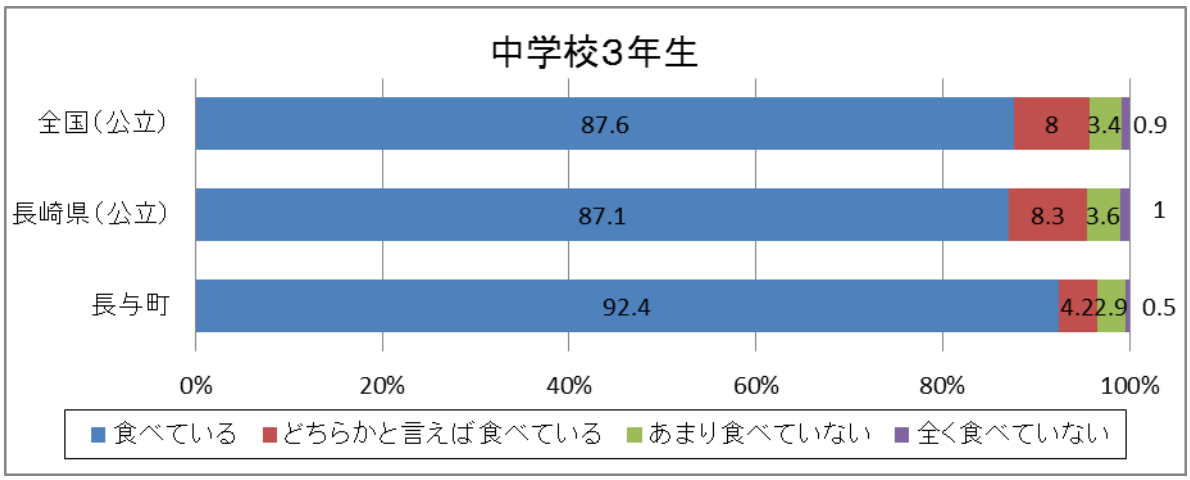

資料：平成 27 年度全国学力・学習状況調査

・朝食を毎日食べている小学校5年生は、長崎県・全国を上回っています。特に、中学生になると国、県より5%近く朝食を毎日食べている生徒が多く、家庭、学校での取り組みが浸透していることがうかがえる。

図表 9 死因別死亡率の推移

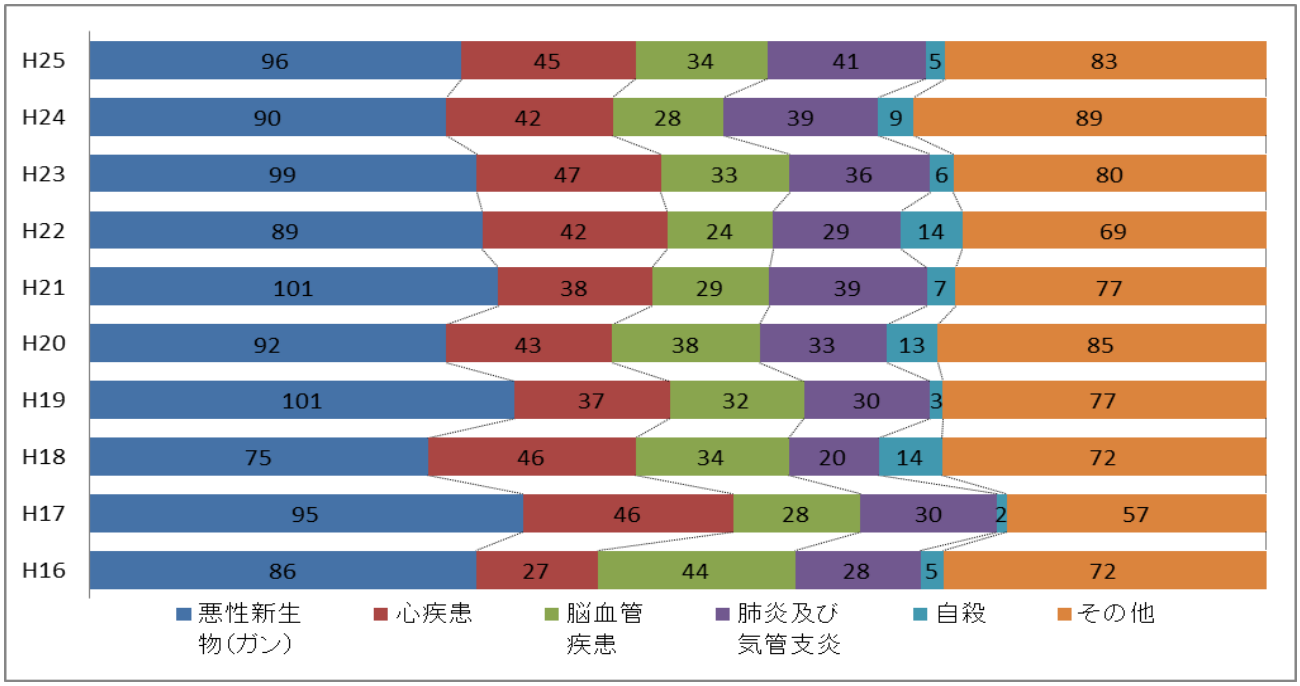

資料：※長崎県西彼保健所事業概要より抜粋

・全国と同様に死因の第1位は悪性新生物（ガン）であり、全体の3分の1前後を占めている。これに心疾患、脳血管疾患が10%台で続いています。

2　住民アンケート調査の実施概要

平成 27 年 7 月、「食育アンケート調査」を実施し、住民の実態や要望・意見などを把握しました。

図表 2　住民アンケートの概要

	就学前児童	小学生	中高生	一般住民	高齢者
調査対象者	町内在住の就学前児童（1～5歳児）	④ 町内在住の小学生（1～6 年生）	町内在住の中高生（中学 1 年～高校 3 年生）	⑤ 町内在住の町民（18～64 歳）	① 65 歳以上の方
抽出方法	平成 27 年 7 月 1 日 住民基本台帳から無作為抽出	平成 27 年 7 月 1 日 住民基本台帳から無作為抽出	平成 27 年 7 月 1 日 住民基本台帳から無作為抽出	平成 27 年 7 月 1 日 住民基本台帳から無作為抽出	平成 27 年 7 月 1 日 住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布･回収	郵送配布･回収	郵送配布･回収	郵送配布･回収	郵送配布･回収
配布数	240 票	260	300	1,500 票	200 票
回収数	120 票	127 票	102 票	649 票	155 票
回収率	50%	48.8%	34%	34%	77.5%

なお、これ以降アンケートの引用では、「就学前」「小学生」と表記していますが、それぞれ就学前、小学生については子どもの保護者又は家庭のことを指しています。

また、割合（%）は四捨五入の関係で合計が 100%にならないことがあります。

3　住民アンケートからみた現状と課題

質問：何時に寝ますか（1つだけ）。

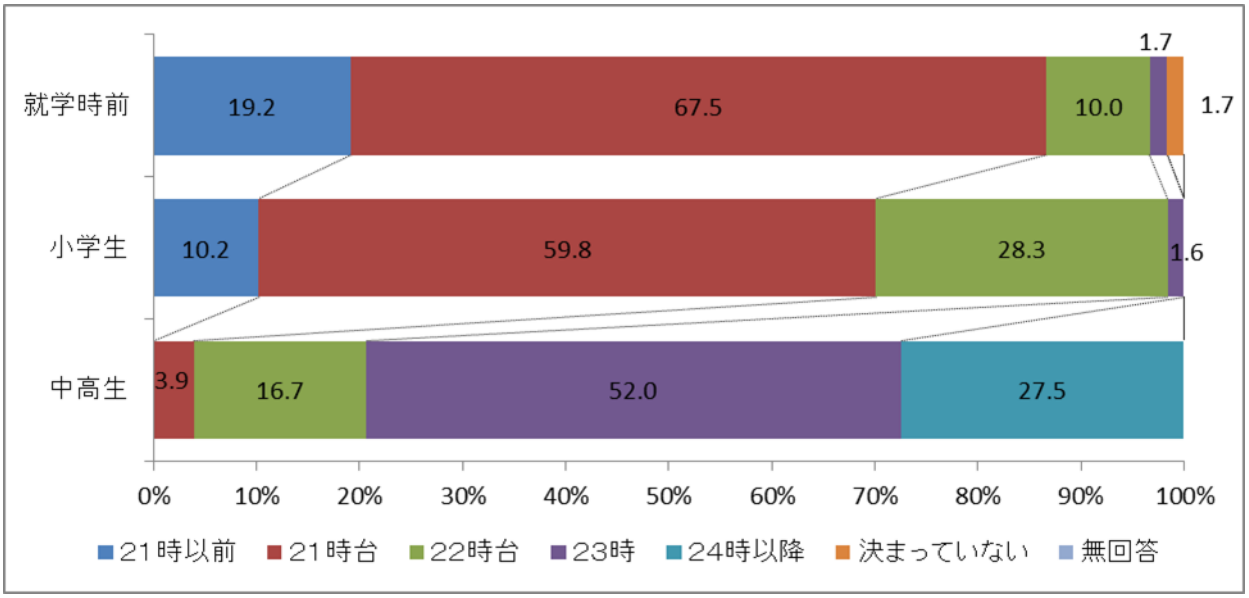

「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学１～６年生保護者による回答、「中高生」は中学１年～高校３年生本人による回答

・就学時前でも21時台以降に寝るのが8割以上と高く、生活リズムの大切さをより伝えていく必要があります。

質問：何時に起きますか（1つだけ）

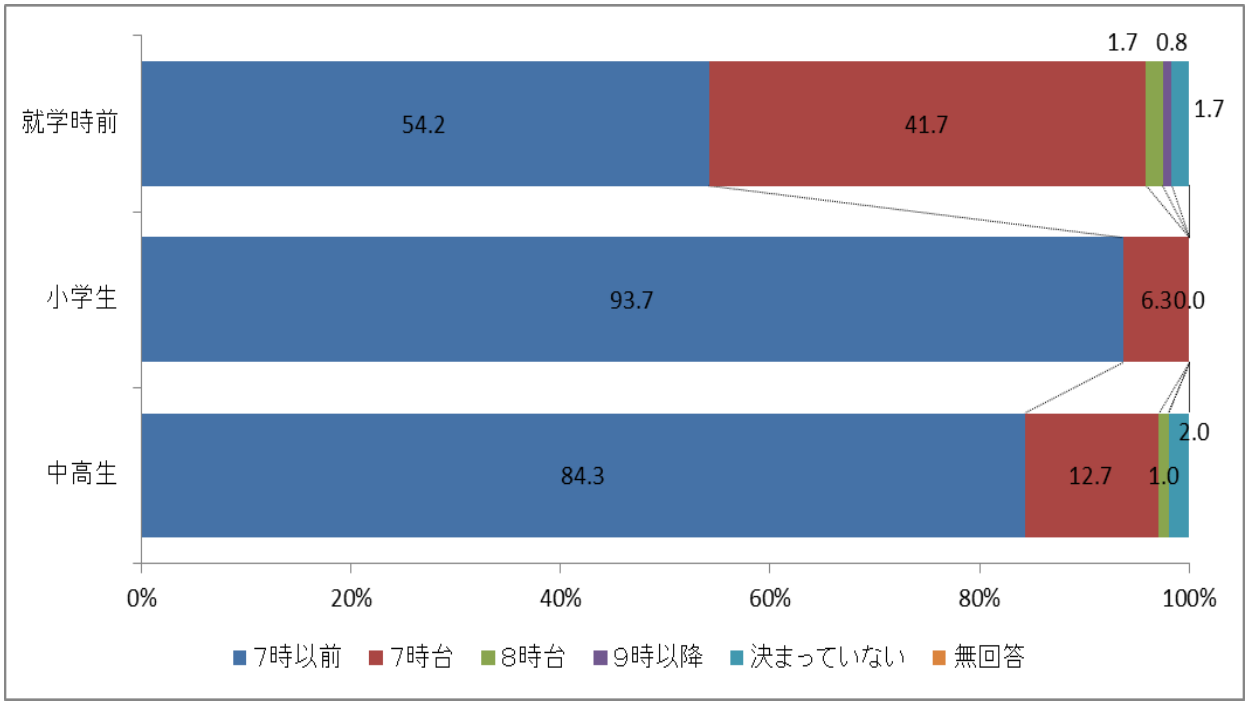

「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学１～６年生保護者による回答、「中高生」は中学１年～高校３年生本人による回答

・就学時前でも21時台以降に寝るのが8割以上生活リズムの大切さをより伝えていく必要があります。

質問：毎日3食、食べていますか？（就学前・小学生・一般住民・高齢者）

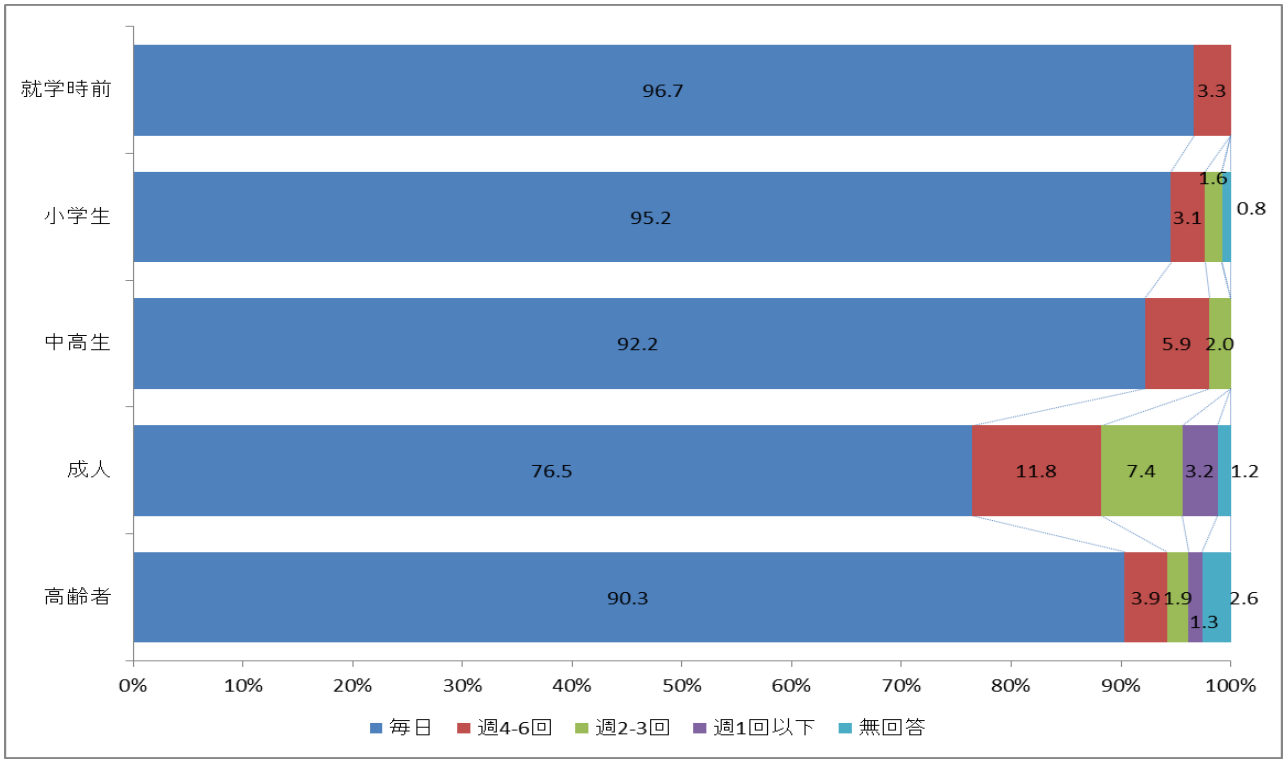

「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学１～６年生保護者による回答、「中高生」は中学１年～高校３年生本人による回答
「一般住民」は 18～64 歳の住民　「高齢者」は 65 歳以上 80 歳の住民

・「3食毎日食べていない」のは、就学前（1歳以上）3.3%、小学生で4.8%、中高生で7.8%、高齢者で9.7%ですが、一般住民は23.5%に上ります。3食規則正しく食事を摂るよう普及していく必要があります。

質問：お子さんはふだん家族といっしょに食事をしていますか。
①朝食

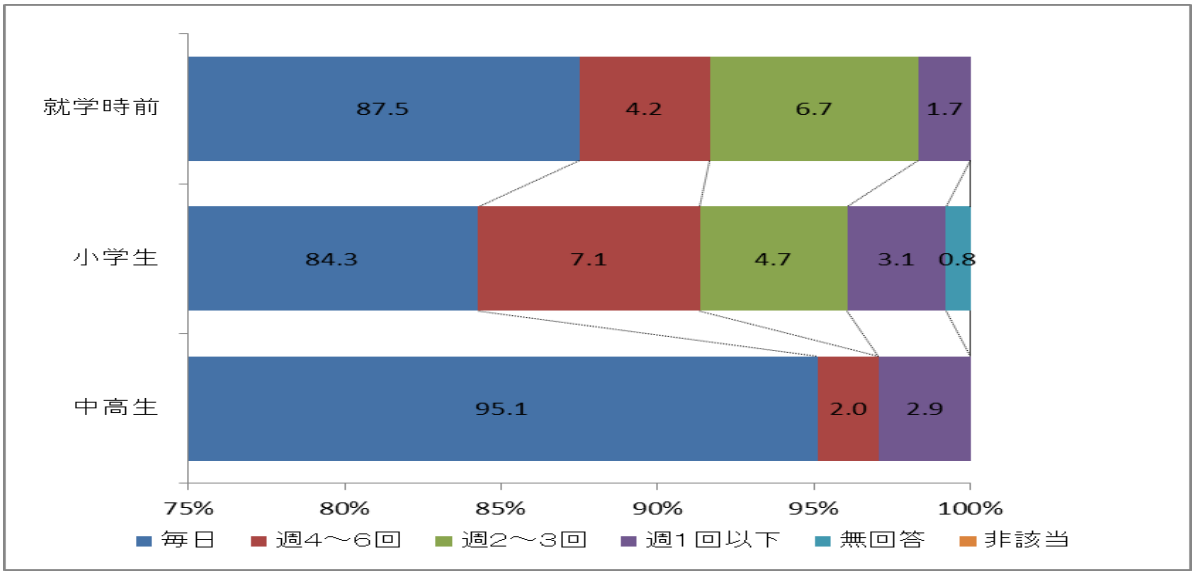

「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学１～６年生保護者による回答、「中高生」は中学１年生から高校３年生本人による回答

年齢が上がるにつれて一人で食べる機会が増えています。就学時前でも家族で食べる機会が多いと回答したのは7割に留まっており、共食の大切さを今後も伝えていく必要があります。

質問：お子さんはふだん家族といっしょに食事をしていますか。
②夕食

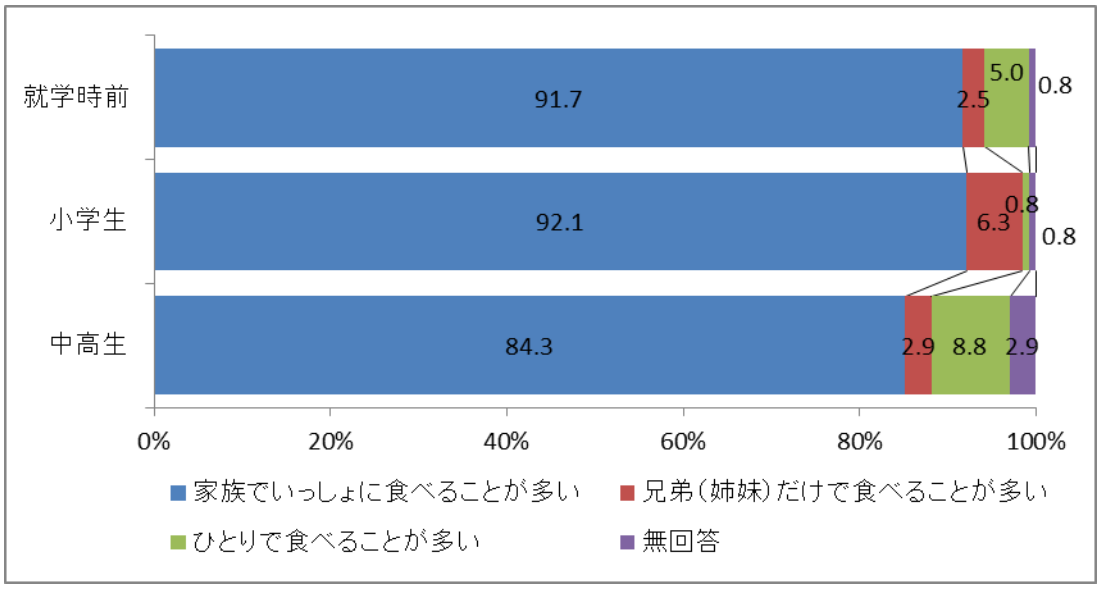

「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学１～６年生保護者による回答、「中高生」は中学１年～３年生本人による回答

朝食よりも夕食の方が家族と一緒に食べる機会が多く、年齢が上がるにつれ一緒に食べる機会が減る傾向があります。

質問：食事は主食・主菜・副菜がそろっていますか？（就学前・小学生・一般住民・高齢者）

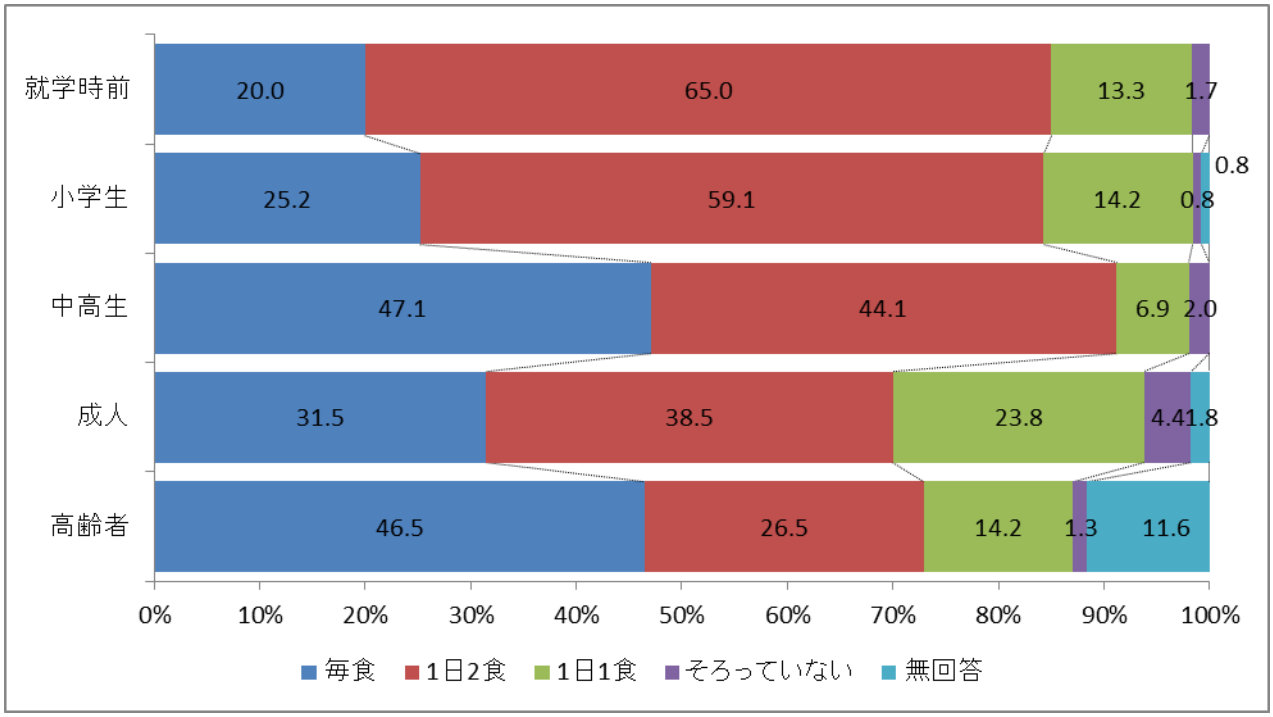

※「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学１～６年生保護者による回答、「中高生」中学１～高校３年生本人による回答
「一般住民」は 18～64 歳の住民　「高齢者」は 65 歳～80 歳の住民

・主食・主菜・副菜が毎食そろっている幼児は20%、小学生は25.2%、中高生は47.1%となっており、成長期という大切な時期を考えるとバランスのとれた食事生活の必要性や具体的方法等に関する知識を普及していく必要があります。

質問：ご家庭で生ごみの減量化を図られていますか（一般住民）

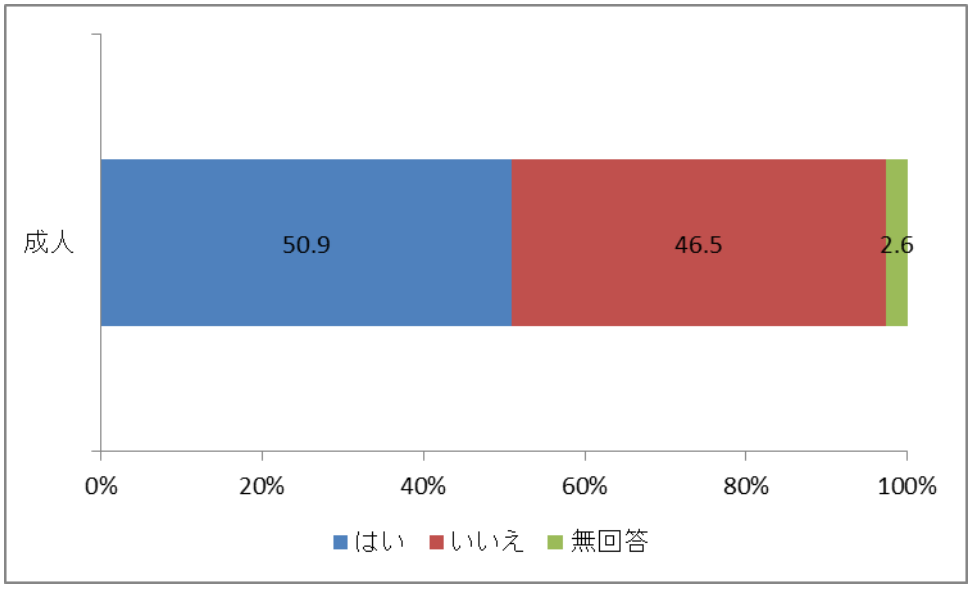

※「一般住民」は 18～64 歳の住民

・生ごみの減量化に取り組んでいる一般住民は50.9%にとどまることから、さらに啓発していく必要があります。

質問：生ごみの減量は具体的にどのような方法でしょうか（あてはまるものすべてに○）（一般住民）

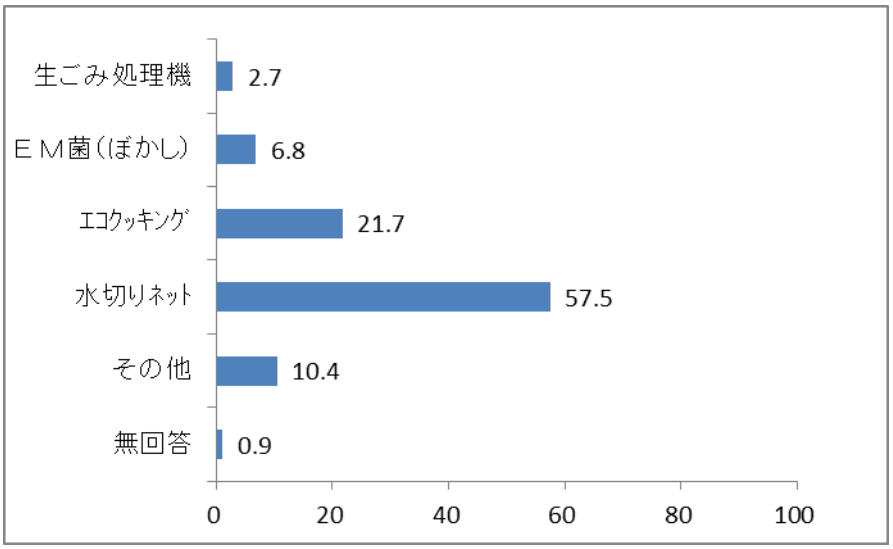

※「一般住民」は 18～64 歳の住民

・生ごみ減量化の具体的な方法としては、「水きりネットの利用」が57.5%と6割近くにのぼり、圧倒的多数です。
エコクッキングの実施」が21.7%　生ごみ減量化への積極的な取り組みを推進していく必要があります。

質問：食べ物を購入する際、地産地消を意識して地元産を優先的に購入しますか。（一般住民）

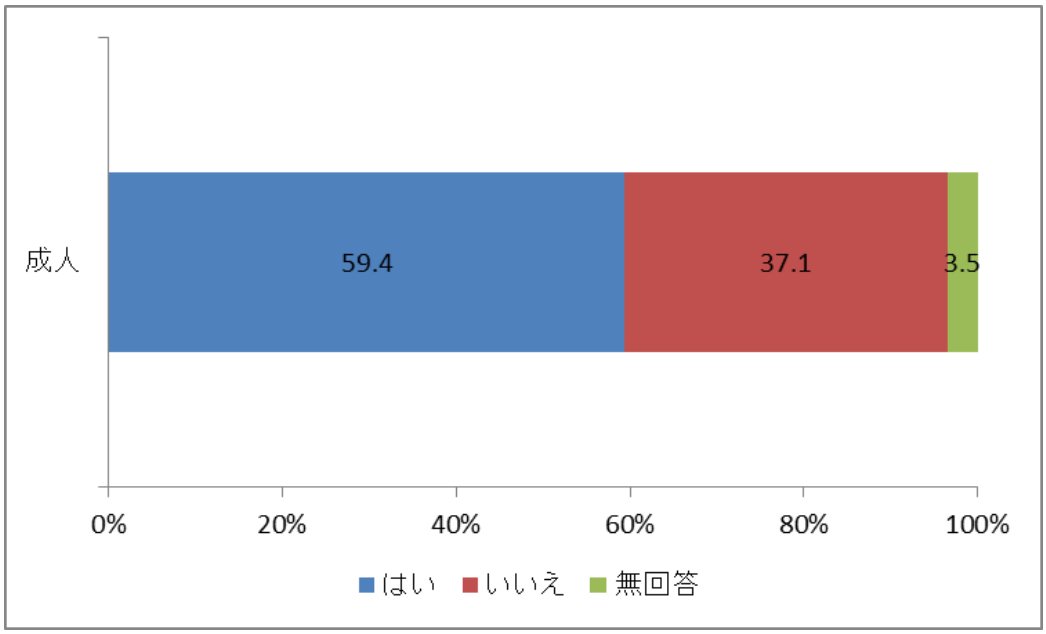

※「一般住民」は 18～64 歳の住民

・地産地消を意識している人は59.4%で、半数を超えるにとどまっており、一層拡大していく必要があります。

質問：食べ物を購入する際、消費期限や原産国など食品表示を確認しますか？（一般住民）

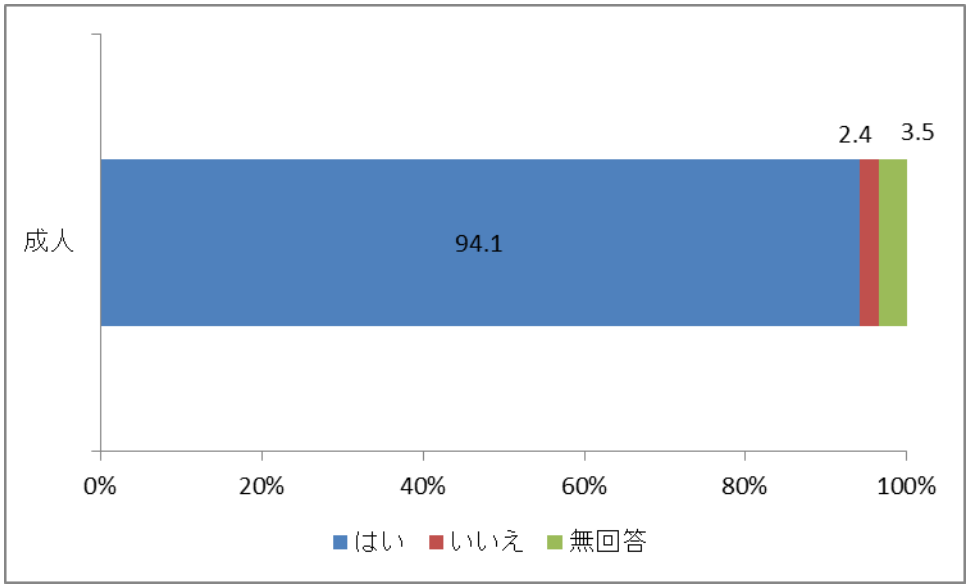

※「一般住民」は 18～64 歳の住民

・食品を購入する際、消費期限や原産国表示を毎回確認する人は94.1%と関心の高さがうかがえます。

質問：食育という言葉を知っていますか（1つだけ）。

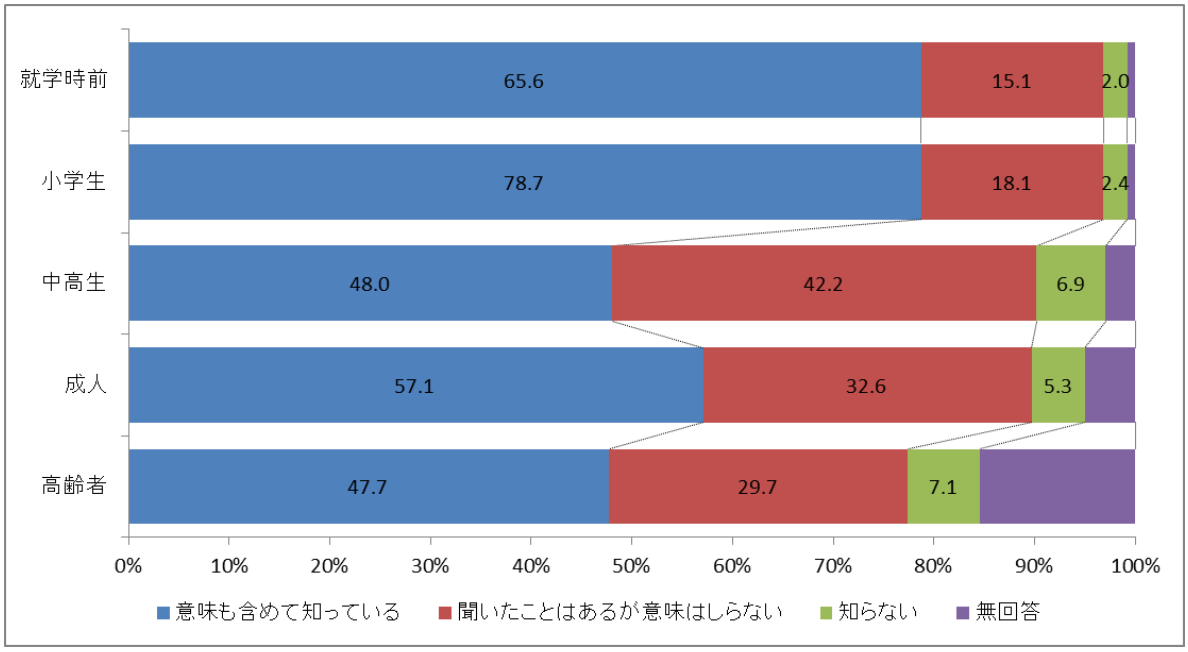

※「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学１～６年生保護者による回答、「中高生」は中学１年生～高校３年生本人による回答
「一般住民」は 18～64 歳の住民　「高齢者」は 65 歳～80 歳の住民

・食育という言葉を意味まで知っているのは、就学時前65.6%、小学生は78.7%、中高生は48%となっており、保護者だけではなく、子ども達自身への知識を普及していく必要があります。

質問：食育に関心がありますか（1つだけ）

上記の質問で「意味も含めて知っている」「聞いたことはあるが意味はしらない」の方のみ回答

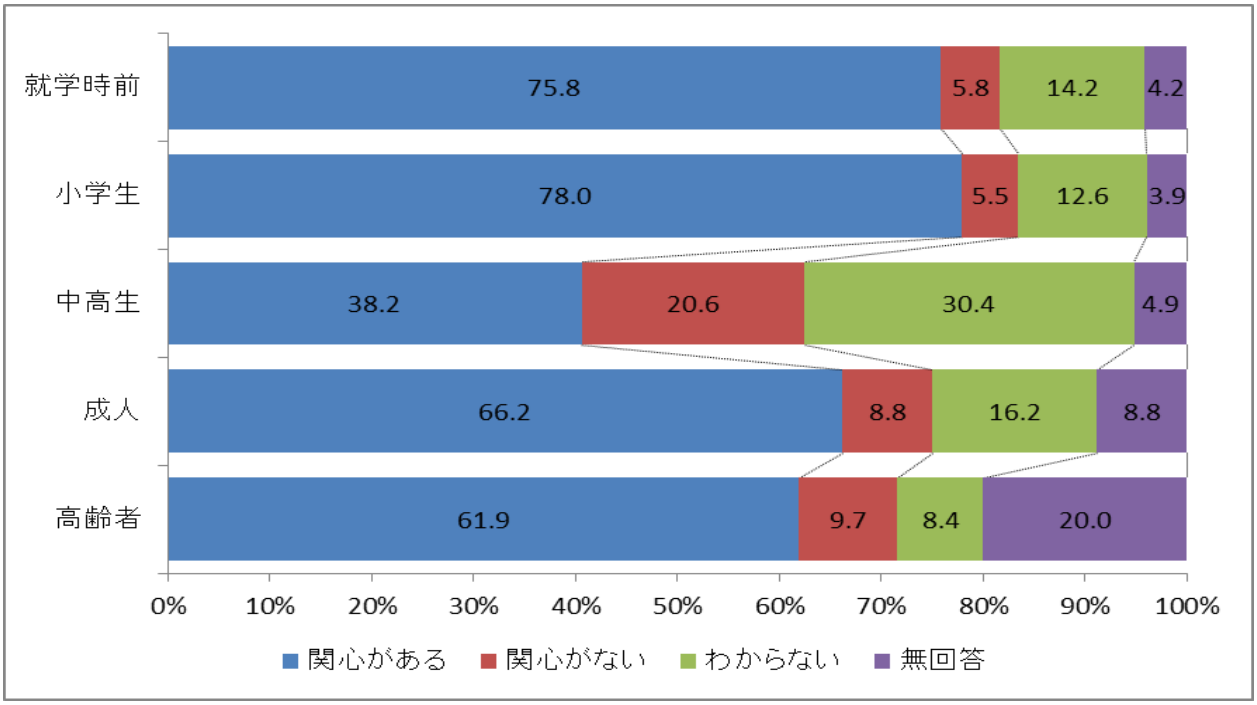

※「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学１～６年生保護者による回答、「中高生」は中学１年生～高校３年生本人による回答
「一般住民」は 18～64 歳の住民、「高齢者」は 65 歳～80 歳の住民

・食育に関心があるのは全体的に6-7割ですが、中高生のみ4割を切っている状態です。保護者だけではなく、子ども達自身への食育への関心をあげていく必要があります。

質問：農業体験をしたことがありますか。

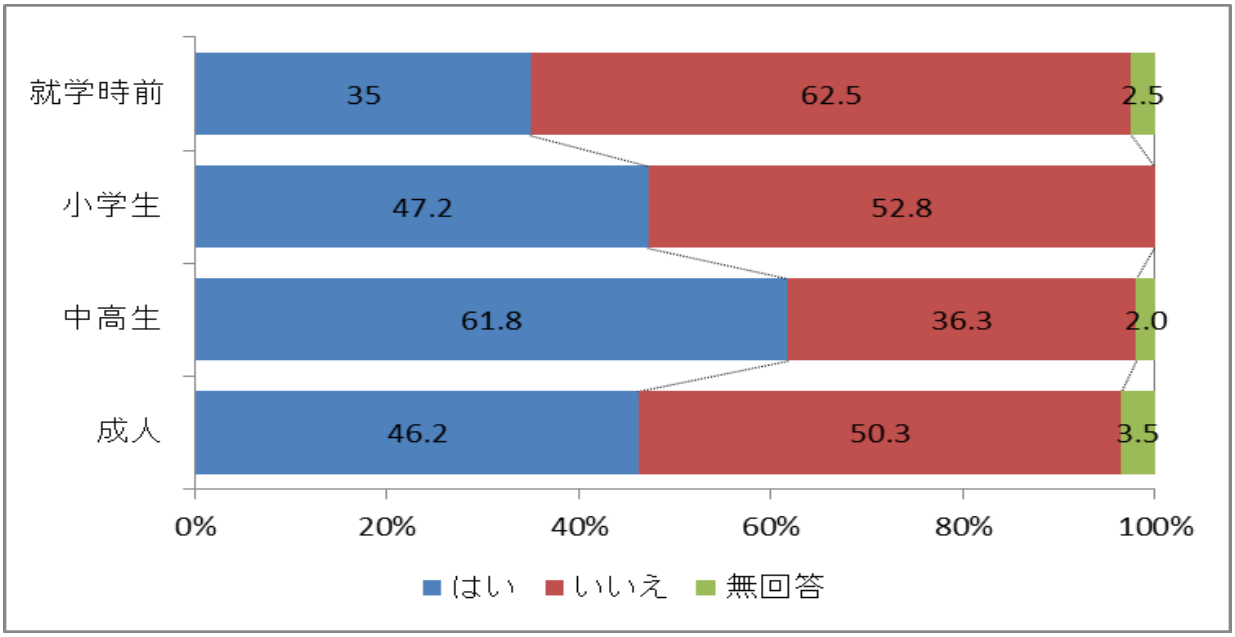

※「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学４～６年生本人による回答、「一般住民」は 18～64 歳の住民

・農業体験を経験したことがあるのは中高生で61.8%、小学生で47.2%となっている現状です。

質問：農業体験をさせてみたい・してみたいと思いますか。

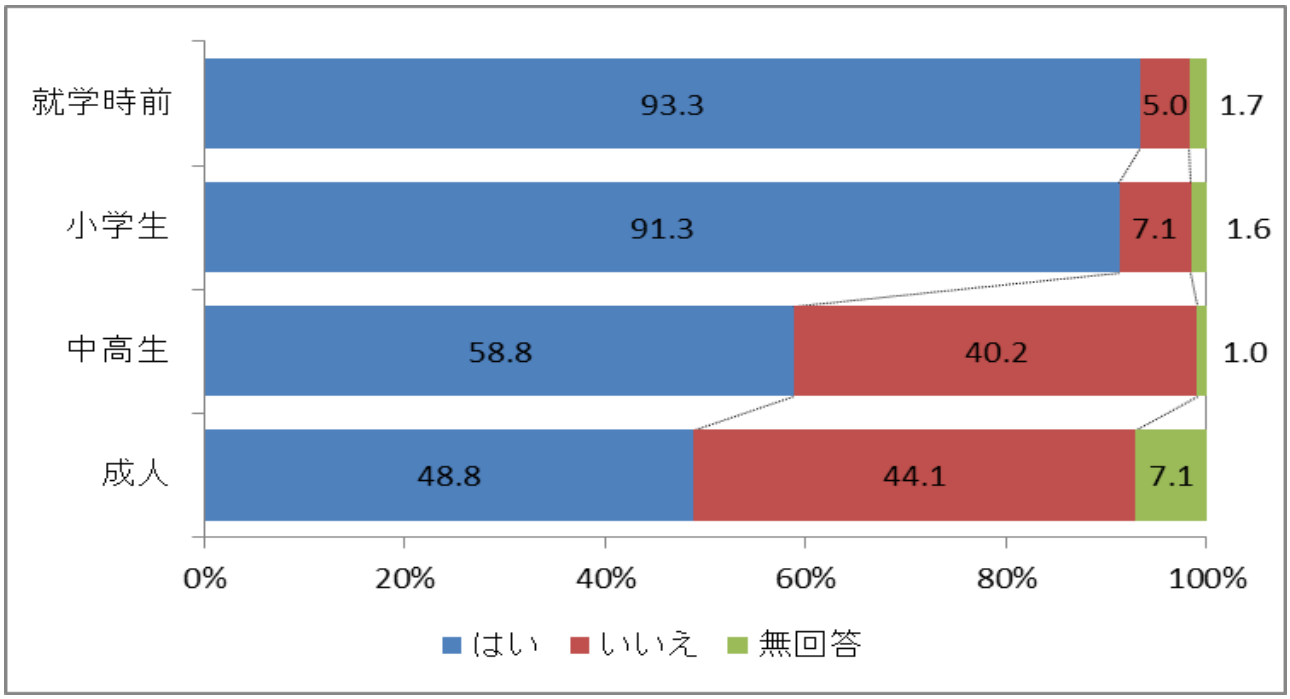

※「就学前」は就学前の子どもを持つ保護者等による回答（この設問では１歳以上の子どもへの質問）
「小学生」は小学４～６年生本人による回答、「一般住民」は 18～64 歳の住民

・農業体験させてみたい・してみたいと回答したのは、就学時前「93.3%」、小学生で「91.3%」
中高生で「58.8」%となってる現状です。

第３章　食育推進の基本的な方向性

1　基本理念

平成 17 年7月に定められた食育基本法では、「健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現」を食育の目的として掲げています。

本町でも同法に基づき食育推進計画（平成 23 年から 27 年まで）を作成し、食育を推進してまいりました。家庭、学校、保育所等をはじめとして食育は着実に推進されてきましたが、一方で若い世代では朝食の欠食率の割合が高く、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている人が少ないなど、他の世代に比べて課題も見受けられます。このような状況を踏まえ引き続き、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育、生産から消費までの食の循環を意識し、環境にも配慮した食育を推進していくことが食育を推進していくことが求められます。

このため、第一次に引き続き、

人と人、家庭と地域、消費者と生産者がつながり、
「食」について考え行動し、健康で豊かな生活を目指します。

を基本理念として定めます。

2　基本目標

基本理念に掲げる本町の食育のあるべき姿を実現するため、第一次に引き続き、次の基本目標を掲げ、食育の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ　心や体と食のつながりを知り、健康的な生活を目指します。

基本目標Ⅱ　地域の人々の暮らしと食のつながりを大切にし、豊かな生活を目指します。

基本目標Ⅲ　地域の農産物と暮らしのつながりを知り、次世代に継承します。

3　基本施策

基本理念の実現と基本目標の達成に向けて、次の基本施策を推進します。

基本理念

人と人、家庭と地域、消費者と生産者がつながり、
「食」について考え行動し、健康で豊かな生活を目指します。

基本目標

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
心や体と食のつながりを知り、健康的な生活を目指します。	地域の人々の暮らしと食のつながりを大切にし、豊かな生活を目指します。	地域の農産物と暮らしのつながりを知り、次世代に継承します。

基本施策	具体的な施策
1　家庭における食育の推進	(1)生活リズムの向上 (2)望ましい食生活や知識の習得 (3)共食の推進 (4)環境に配慮した取り組み
2　幼稚園・保育所（園）・学校	(1)年齢や発達段階に応じた食育の推進 (2)幼稚園・保育所(園)・学校給食の充実 (3)家庭や地域との連携の強化
3　地域における食育の推進	(1)日本型食生活の実践 (2)若い世代を中心とした食育の推進 (3)地域・ボランティア団体による食育推進活動
4　生産者と消費者との交流の促進	(1)地産地消の推進 (2)農林漁業体験の推進
5　食文化継承活動の推進	(1)食文化に関する知識の普及や情報の提供 (2)旬の食材や季節料理を伝える取り組み
6　食の安全の確保の推進	(1)正しい情報の発信
7　食育推進運動の展開と関係団体との連携強化	(1)食育の情報発信など環境整備の強化 (2)関係団体との連携強化

第４章　具体的施策の展開

1　家庭における食育の推進

基本的方針

近年、乳幼児期から子どもの生活は「夜型化」し、朝食の欠食、食欲の低下など生活習慣に乱れが生じています。また、家族それぞれの生活時間の違いから、家族そろって食卓を囲む機会が減っています。家族の団らんによる食の楽しさの実感に加え、「食」に関する知識やマナー、食文化を身につけていくという食育の中心となるべき家庭において食習慣が大きく変化している現状にあります。

子どもの頃から健全な食生活を実践することが生涯の健康につながることから、家庭において、毎日３食食べる、家族そろって食べる、バランスよく食べることを目標とします。

具体的施策

（１）子どもの基本的な生活習慣の形成

健やかな身体をつくるためには規則正しい生活を送ることが大切です。このため「早寝、早起き、朝ごはん」国民運動を通して幼稚園・保育所（園）・学校の協力を得ながら、普及・啓発を取り組みます。

平成 18 年から「早寝、早起き、朝ごはん」国民運動が推進されています。

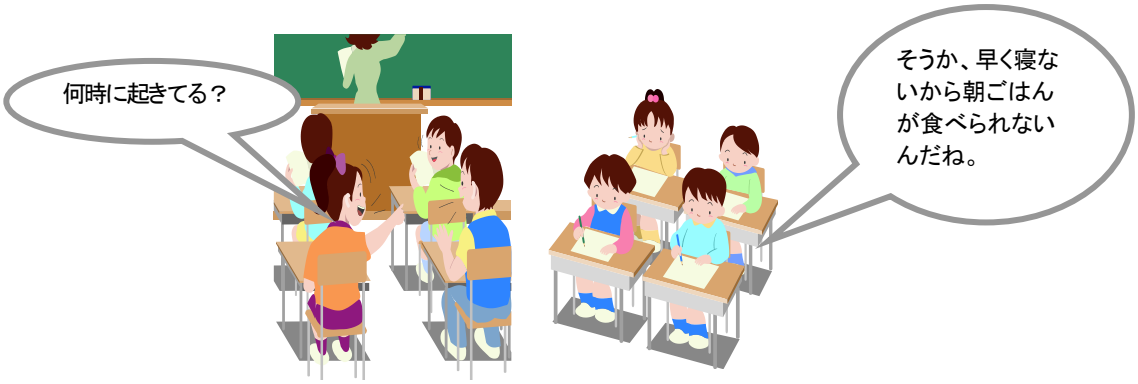

（２）望ましい食生活や知識の習得

食生活改善推進員、健康づくり推進員、健康ながよ21専門推進員など地域ボランティアの協力を得ながら、子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を通して食事についての望ましい習慣（家族そろって、バランスよく、3食食べる）を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動に取り組みます。

「家族そろって、バランスよく、3食食べる」という食習慣の確立に努めるとともに、健診や相談、健康教育を通して、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、それぞれの年代に応じた「食」や健康に関する知識が習得できるよう取り組みます。

（３）共食の推進

家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、共食を通して、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなっていきます。そのため共食の大切さ、必要性を伝えていく必要があります。

（４）環境に配慮した取り組み

毎日の生活の中で、生ゴミをなるべく出さない買い物や調理を行い、エネルギーや水の節約、生活排水を減らすなど、環境に配慮した調理法を工夫するとともに生ゴミの減量になるよう意識の啓発を進めます。また、EM 菌や生ゴミ処理機の活用を図り、生ゴミの堆肥化による減量にも努めます。このような環境への配慮を普及することで循環型社会を形成し、ひいては地球温暖化の防止につなげます。

数値目標

内　容	現状値	目標値	備　考
朝食を毎日食べている割合	小学生 95.2% 中高生 92.2	小学生 100% 中高生 100%	食育アンケート調査
家族そろって食べる割合	小学生 （朝食）65.4% （夕食）92.1% 中高生 （朝食）59.8% （夕食）85.3%	小学生 （朝食）70% （夕食）95% 中高生 （朝食）65% （夕食）90%	食育アンケート調査
食事のバランスがとれている割合	就学前　20.0% 小学生　25.2% 中高生 47.1% 一般住民 31.5% 高齢者　46.5%	就学前　40% 小学生　40% 中高生　60% 一般住民　40% 高齢者　60%	食育アンケート調査
生ゴミの減量化に取り組む人の割合	50.9%	60.0%	食育アンケートにおいて生ゴミの減量化に取り組んでいる住民の割合

2　幼稚園・保育所（園）・学校などにおける食育の推進

基本的方針

社会状況の変化に伴い、子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、子どもの健全な育成に重要な役割を果たす幼稚園・保育所（園）・学校における食育の推進は大いに期待されています。

子どもが「食」に関して自分自身で考え、行動できる知識や能力を身につけるよう、年齢や発達段階に応じた食育に取り組むとともに、家庭、地域との連携を図ります。

具体的施策

（１）年齢や発達段階に応じた食育の推進

幼稚園・保育所（園）・学校において、食育の推進体制を整備するとともに、食育の全体計画や年間指導計画を作成し、年齢や発達段階に応じた食育を進めていきます。

（２）幼稚園・保育所（園）・学校給食の充実

給食を通し、望ましい食生活や「食」の大切さ、伝統的な食文化について、子どもの関心と理解を深めるとともに、地域の「食」を継承する意識を育てます。また、給食の残食が出ないように取り組みます。

（３）家庭や地域との連携の強化

幼稚園・保育所（園）・学校における「食」に関する取り組みや指導などについて積極的に情報提供し、家庭・地域との連携を図ります。

数値目標

内　容	現状値	目標値	備　考
学校における給食の残食率	7％	5％	平成 26 年度町内小中学校の給食の残食率

3　地域における食育の推進

基本的方針

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進する必要があるため、地域コミュニティや学校、家庭などと連携しながら地域における切れ目のない食育推進に取り組みます。

具体的施策

（１）日本型食生活の実践

米を主食として、農産物、畜産物、水産物などの多様な副食によって構成される“日本型食生活”は炭水化物、たんぱく質、脂肪など栄養バランスが優れています。今後も地域コミュニティやボランティア団体などが行う料理教室や健康教室などを通して、地域ぐるみでその実践に取り組みます。

（２）若い世代の食育

20 歳代から30歳代を中心とする若い世代は食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多いとされています。このような状況を踏まえ、若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んだり、地域等での共食を行うことができるよう、情報提供等を行い食育についての理解を促進する取組を行っていきます。

（３）地域・ボランティア団体による食育推進活動

地域コミュニティやスポーツ、環境団体、食生活改善推進員協議会、健康づくり推進員協議会、健康ながよ21専門推進員などのボランティア団体と連携し、地域に根ざした食育を推進します。

数値目標

内　容	現状値	目標値	備　考
地域における健康教室等の開催回数	１１回	２０回	平成 26 年度健康保険課で実施分

4　生産者と消費者の交流の促進

基本的方針

「食」に対する関心や感謝の念を深めていく上で、農作物が育つ過程を知ることや農作物を作ることの大変さを知ることが大切です。また、食料自給率の向上や安全・安心な食料の供給の面からも生産者の顔が見える関係を築いていく必要があります。このため、幼稚園、保育所（園）、学校等での農作業体験の機会を創出していくとともに、地元の生産物の消費拡大を推進します。

具体的施策

（１）地産地消の推進

地元の産物を優先して購入しやすくするよう、生産者がわかる表示や販売箇所を増やすことを目指し、農協、小売業、スーパー等の協力を得るよう働きかけていきます。また、地元の生産物がより多く消費されるよう、直売所等でのレシピの掲示や配布を行い、幼稚園・保育所（園）・学校においても給食に地元の生産物の使用を推進します。

（２）農林漁業体験の推進

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産の生産に関する体験活動を行うことが大切です。子どもも含めて幅広い世代に対する農林漁業体験の機会提供を拡大してくことが必要となっていくことから情報提供の強化、受入体制の整備等を進めます。

数値目標

内　容	現状値	目標値	備　考
農林漁業体験を経験した人の割合	就学時前 35% 小学生 47.2% 中高生 61.8%	就学時前 45% 小学生 55% 中高生 70%	食育アンケート調査
地元産を優先して購入する人の割合	59.4%	65.0%	食育アンケート調査

5　食文化継承活動の推進

基本的方針

日本には伝統ある優れた食文化があり、また、地域においても季節に合った新鮮な旬の食材や特産品を使った料理などの食文化があります。「食」の多様化などにより、地域の伝統的な食文化は、コミュニティの希薄化などとともに失われつつありますが、家庭の食事、幼稚園、保育所（園）、学校の給食やコミュニティ（自治会等）での活動において旬の食材や特産品を活用した料理を導入し、次世代への継承を実践します。

具体的施策

（１）食文化に関する知識の普及や情報の提供

地域コミュニティや食生活改善推進員協議会などの団体と連携し、また、地域での料理教室や学校給食などの機会を捉え、「食」の文化や歴史などに関する知識を普及し、情報を提供します。

（２）旬の食材や季節料理を伝える取り組み

家庭や幼稚園、保育所（園）、学校において、栄養価が高く安全な旬の食材を用いた献立を積極的に導入し、子どもたちに意識付けを行います。また、各種料理教室などにおいて季節料理を取り入れます。

数値目標

内　容	現状値	目標値	備　考
料理教室を開催している公民館等の数	７館	７館	平成 27 年度町内6公民館等、南交流センターでの状況

6　食の安全の確保の推進

基本的方針

食品の選び方や適切な調理・保管方法などにうちて基礎的な知識を持ち食の安全・安心を揺るがす問題があとを絶ちません。原産国や賞味期限・消費期限などの食品表示への関心が高まってはいますが、情報の氾濫なども心配され、正しい情報を届けることが必要です。

具体的施策

（1）正しい情報の発信

食品表示等の見方について広報やホームページ等を通して啓発を行うとともに、食品衛生週間においては食中毒の予防等について正しい知識の普及に努めます。

数値目標

内　容	現状値	目標値	備　考
食品表示を毎回確認して購入する人の割合	94.1%	95%	食育アンケート調査
食品衛生・表示の見方等について広報紙に掲載する回数	1回/年	2回/年	－

7　食育推進運動の展開と関係団体との連携強化

基本的方針

食育については、これまでも教育・保育、農林漁業、食品関係事業者など様々な関係者がそれぞれの立場で取り組んできたところです。

今後は庁内の食育に関連する部署の連携はもとより、食育をめぐる関係者が共通認識を持ち、一体的に住民に働きかけていく必要があります。

具体的施策

（１）食育の情報発信など環境整備の強化

本計画に基づき食育に関する情報の一元化を図り、総合的な食育情報の発信に取り組んでいきます。

また、国の「食育推進基本計画」により定められた毎年６月を「食育月間」、毎月 19 日を「食育の日」とし、食事の大切さを考える日とします。

（２）関係団体との連携強化

食育の推進は、住民一人ひとりが「食」の重要性に気づき、主体的に選択し取り組むことを基本とするもので、家庭は食育を実践する場となります。

今後は、家庭を取り巻く地域・学校・職場など日常の暮らしの場で、食育に関係する様々な団体や行政（町）が協働して取り組み、推進の輪を広げていきます。

内　容	現状値	目標値	備　考
食育を知っている人の増加	中高生 48.6% 一般 57.1%	中高生 60% 一般 70%	食育アンケート調査
食育に関心を持っている人を増やす	中高生 38.2% 一般 66.2%	中高生 45% 一般 70%	食育アンケート調査

第５章　食育の推進の体制

１　庁内の推進体制の確立

本計画を総合的、全庁的に推進するためには、関係各課と課題の共有化と互いの連絡調整を図りながら、総合的、計画的に推進していく必要があります。このため「長与町健康づくり幹事会」の充実を図り、庁内における推進体制を確立していきます。

２　実効性の確保

本計画を総合的、継続的に推進するため、「長与町健康づくり幹事会」において数値目標に対する達成度を把握し、施策（事業）の成果と課題を検証します。

３　事業の実施及び目標の達成

本計画を実行し、目標を達成させるためには、各所管課がそれぞれの目標を認識し、事業を実施する必要があります。そのため、「長与町健康づくり幹事会」の定期的開催や担当者レベルでの会議等の開催により課題の共有化を図り、各所管課及び関連団体との連携を深めながら、事業の計画・推進・評価を行います。また、各所管課において具体的な実施内容を定め、目標達成に向けた着実な事業を展開していきます。

資料編
1　長与町保健対策推進協議会委員名簿

順不同・敬称略

役　職	氏　　名	備　　考
会　長	菅 原　康 夫	長与町国民健康保険運営委員代表者
副 会 長	熱 田　紀 子	婦人団体連絡協議会代表者
委　　員	小田　さゆり	西彼保健所担当者（地域保健課長）
〃	都　正 彦	長与町医師会代表者
〃	吉 原 右	長与町歯科医師会代表者
〃	内 田　政 信	老人クラブ代表者
〃	山　口　美重子	農林漁業者代表者
〃	夛 田 慶 子	長与町母子保健推進員代表者
〃	藤 井 尚 武	長与町社会福祉協議会事務局長
〃	中 尾 正 浩	商工業代表者
〃	川 井 哲 雄	長与町保健環境連合会代表者
〃	松 尾 克 久	小中学校代表者（長与南小学校長）
〃	岩 永 成 子	保育園(所)代表者(道の尾保育園長)
〃	中 尾 光 正	長与町健康づくり推進協議会代表
〃	岡 嶋 道 子	長与町食生活改善推進協議会代表者
〃	福井　一正	健康ながよ 21 推進専門委員長

2　長与町保健対策推進協議会運営規則

昭和 58 年 10 月 8 日
規則第 10 号

（設置）

第 1 条　町民の健康づくり対策の総合的推進を図るため、長与町保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（任務）

第 2 条　協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議連絡調整を行う。

（1）町民の健康づくりの推進に関すること。

（2）健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)及び母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)その他法令の規定に基づく保健事業に関すること。

（3）その他目的達成に必要な事項

（組織）

第 3 条　協議会は、15 名以内の委員を以って組織し、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

（1）保健所担当者

（2）長与町医師会代表者

（3）長与町歯科医師会代表者

（4）長与町国民健康保険運営委員代表者

（5）婦人団体連絡協議会代表者

（6）老人クラブ代表者

（7）農林漁業者

（8）長与町母子保健推進員代表者

（9）長与町社会福祉協議会事務局長

（10）商工業者

（11）長与町保健環境連合会代表者

（12）小中学校代表者

（13）保育園（所）代表者

（14）その他団体代表者

（役員）

第 4 条　協議会に役員として、会長及び副会長各 1 名をおく。

2　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

（役員の職務）

第 5 条　会長は会を代表し、会務を総括する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第 6 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員は、その委員たる資格を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

3　補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 7 条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の意見聴取）

第 8 条　協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（専門委員の設置）

第 9 条　協議会に専門的事項に関し調査研究をさせるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、町長が委嘱又は任命する。

3　前項の委員の任期は、調査、研究を終了した日までとする。

（事務局）

第 10 条　協議会の事務局は、健康保険課内におく。

（補則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 58 年 12 月 5 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 60 年 11 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 3 年 6 月 29 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 10 年 7 月 7 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 13 年 6 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 6 月 1 日から適用する。

附　則(平成 17 年 6 月 30 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の長与町保健対策推進協議会運営規則の規定は、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。

附　則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 4 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

3　食育基本法

前文

第一章　総則（第一条―第十五条）

第二章　食育推進基本計画等（第十六条―第十八条）

第三章　基本的施策（第十九条―第二十五条）

第四章　食育推進会議等（第二十六条―第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条　食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条　食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条　食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条　食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条　食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条　食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条　食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条　国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条　教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

２　農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条　食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条　国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条　政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条　政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条　食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

２　食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二　食育の推進の目標に関する事項

三　国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4　前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条　都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2　都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条　市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2　市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章　基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条　国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条　国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条　国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条　国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条　国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条　国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条　国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章　食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条　内閣府に、食育推進会議を置く。

２　食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条　食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二　食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三　食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条　前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条　この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条　都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

２　都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条　市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

２　市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七　食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三　食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法

を

食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法

に改める。

みんなで一緒に「いただきます」

～食育は未来へつながる道しるべ～

第２次長与町食育推進計画

平成２８年３月発行

発行・編集　長与町健康保険課
住　　所　〒851-2185
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1
電　　話　095-883-1111
Ｆ　Ａ　Ｘ　095-883-2061
Ｅ－ＭＡＩＬ　kenkou21@nagayo.jp
Ｕ　Ｒ　Ｌ　http://webtown.nagayo.jp/